



第1編
基本理念及び
基本目標

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、会津若松市環境基本条例(資料1)第3条の基本理念に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるためのものです。

同条例の前文でも、生産活動や消費活動が地球環境に与える影響への対応、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を掲げています。また、本市では現在「スマートシティ会津若松」を目指し、その取り組みをはじめております。

これらを踏まえ、第2期環境基本計画においても、前計画の「環境の保全と創造の持続性」「協働」「主体的参画」の基本理念は受け継ぎながら、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

会津若松市環境基本条例

(前文)

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遗产の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

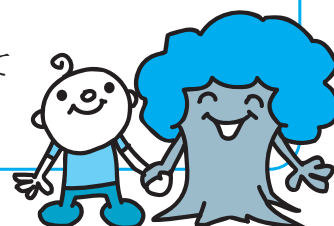
このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系*に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。



第1編	第1章	基本理念及び基本目標
	第2章	
	第3章	
第2編	第1章	基本計画
	第2章	
	第3章	
	第4章	
第3編	第1章	計画の推進に向けて
	第2章	
		資料編

第2節 計画の考え方及び役割・性格

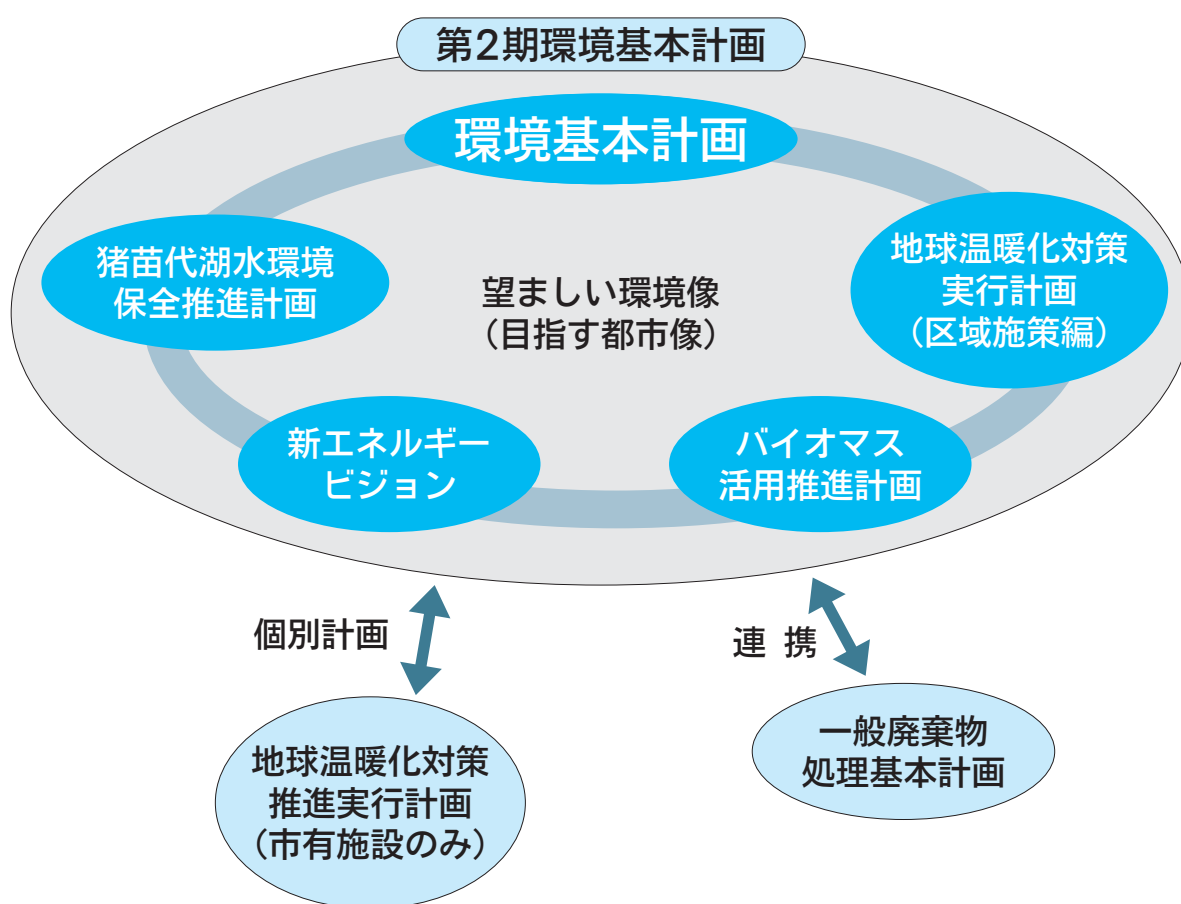
この計画は、市環境基本条例第8条（環境基本計画の策定及び公表）に基づき策定するものであり、国や福島県の環境基本計画との関連性に配慮しながら、「会津若松市長期総合計画」*を環境面から実現する、環境行政の最上位計画の役割を持ちます。

また、その他の環境に関連する計画や各種の事業計画などについても、各施策の内容と整合を図ります。

そのため、「会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画」*、「会津若松市新エネルギービジョン」*、「会津若松市バイオマス活用推進計画」*(バイオマスタウン構想*から改訂)及び「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の4計画について、本計画に含めることにより効果的に進行管理を図ります。

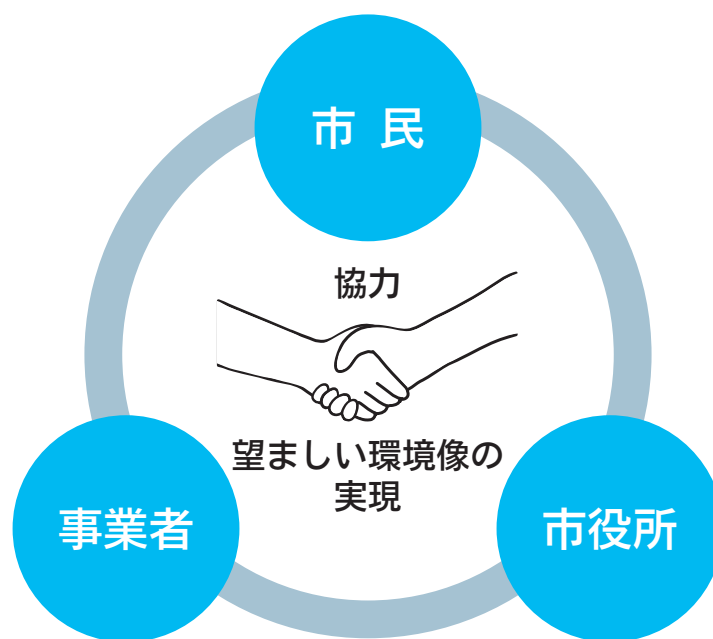
なお、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）〔後期計画〕」*及び「会津若松市地球温暖化対策推進実行計画」*（市有施設からの温室効果ガス*排出量削減目標を定めたもの）については、各法令による策定義務等を含めた計画の取り扱いが異なるため、本計画に統合せず、相互に連携を図るものとします。

《第2期環境基本計画策定イメージ》



計画の役割・性格は以下のとおりです。

- 第6次会津若松市長期総合計画「新生会津 未来創造」に掲げた将来像である「歴史・自然・文化が薫る誇りと輝きに満ちたふるさと」を環境面から実現していくために、施策の策定等にあたっての基本的方向を明らかにしています。
- 市環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策を明らかにしています。
- 「望ましい環境像」及び4つの「環境目標」を設定し、施策展開の方向及び可能な限り目標値を定め、達成を図ります。
- 市環境基本条例に定められている、事業者・市民の責務を果たすため、事業者及び市民についての「環境配慮指針」*を定め、行動の促進を図ります。
- 各種事業計画と本計画との整合・連携を図ります。



【参考】市環境基本条例

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年（2014年）度を初年度とし、平成35年（2023年）度を目標年度とします。ただし、平成30年（2018年）度に、市長期総合計画及び国の施策等との整合を図るため、中間見直しを行います。

また、エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の構成

本計画の構成は「基本理念及び基本目標」、「基本計画」、「計画の推進に向けて」及び「資料編」の4編で構成しています。

第2期環境基本計画	第1編 基本理念及び基本目標 <ul style="list-style-type: none">○計画の基本理念や位置づけ○本市の現況と課題（前計画の総括を含む）○「望ましい環境像」及び基本目標	第1編 基本理念及び基本目標
	第2編 基本計画 <ul style="list-style-type: none">○望ましい環境像及び4つの基本目標を達成するために、市が行う取り組み(個別目標ごとに整理)	第2編 基本計画
	第3編 計画の推進に向けて <ul style="list-style-type: none">○市民と事業者の「環境配慮指針」○計画の進行管理	第3編 計画の推進に向けて
	資料編 <ul style="list-style-type: none">○関連条例○環境基準*・規制基準(44ページ)○本市の放射線に関する状況等○本市の温室効果ガス排出量等○用語解説	資料編

第1編	第1章
基本理念及び基本目標	第2章
	第3章
	第4章
	資料編
第2編	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
第3編	第1章
	第2章
資料編	資料編

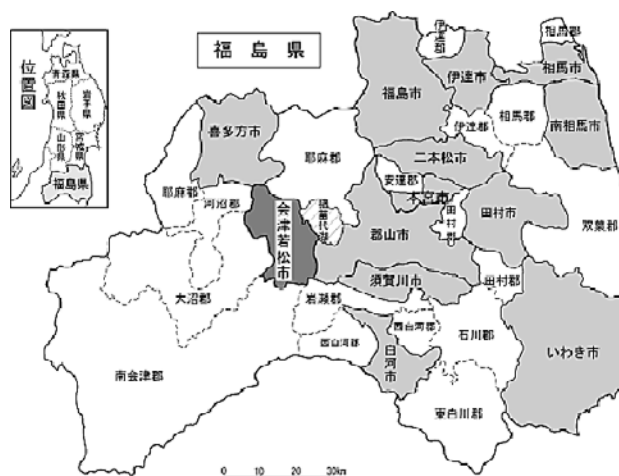
第2章 本市の環境の現況と課題

第1節 社会環境

1 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の南東に位置し、東は猪苗代湖と接し、南は大戸岳、布引山など諸山岳を境とし、西は会津盆地を縦断する阿賀野川水系阿賀川（大川）を越え、市域面積は383.03km²です。

市街地は、東から西へ緩やかな傾斜を示し、その中心を阿賀野川水系湯川が流れ、阿賀川へ注いでいます。

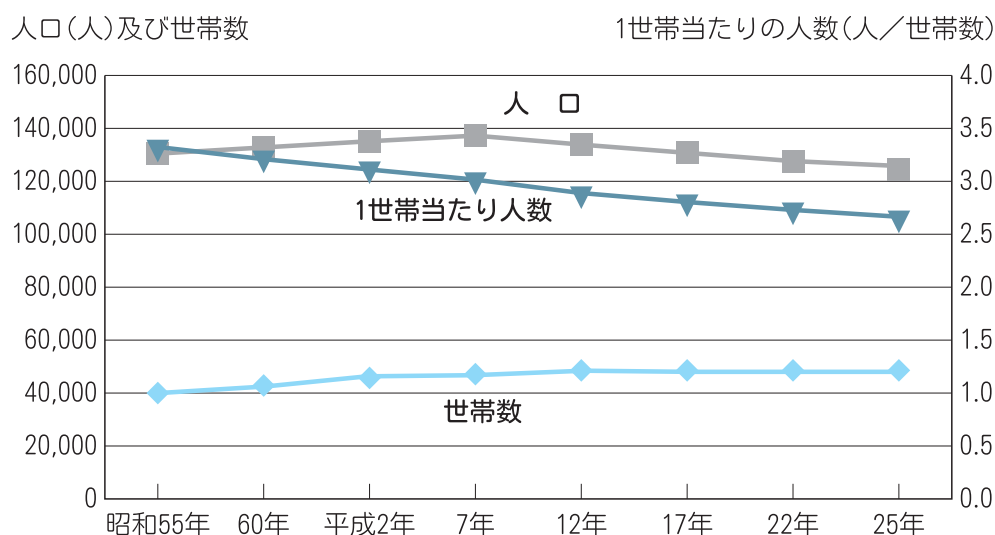


2 人口等

本市は、平成16年11月1日に北会津村と、平成17年11月1日に河東町と合併し、平成25年4月1日現在の現住人口は123,619人です。

また、人口、1世帯当たりの人数及び世帯数のいずれも横ばい又は減少傾向となっているため、人口増加のための様々な施策が行われています。

■人口及び世帯数の推移



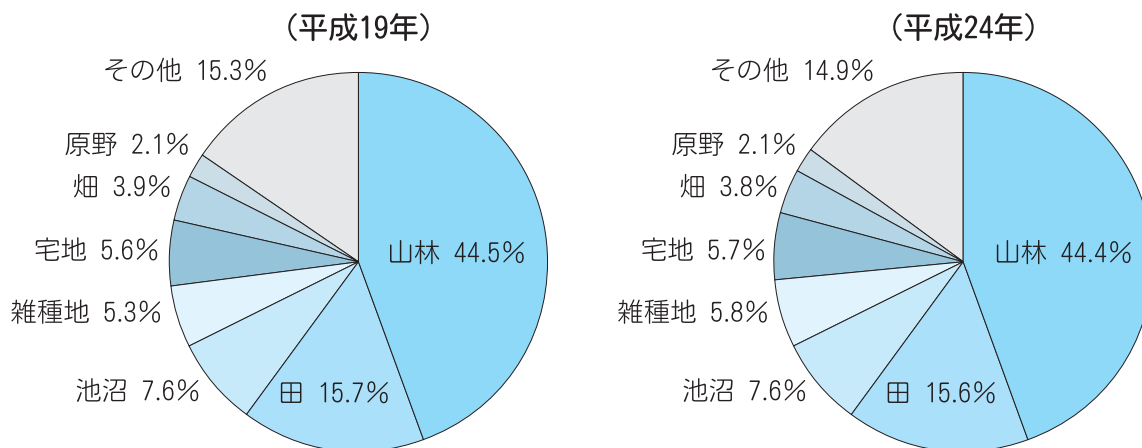
(資料：国勢調査(平成25年は4月1日の現住人口))

3 土地利用

本市の面積は、合併に伴い約383.03km²に拡大しました。本市は山々に囲まれた盆地部にあり、面積の半分近くを山林が占めています。

土地利用の割合には以前と比べて大きな変化は見られませんが、環境問題の顕在化や人口減少・少子高齢化の進行等を踏まえ、住みやすさ・暮らしやすさを確保しながらも、環境に配慮したまちづくりが必要となります。

■地目別土地利用割合



※各年1月1日現在
(資料：固定資産概要調査)

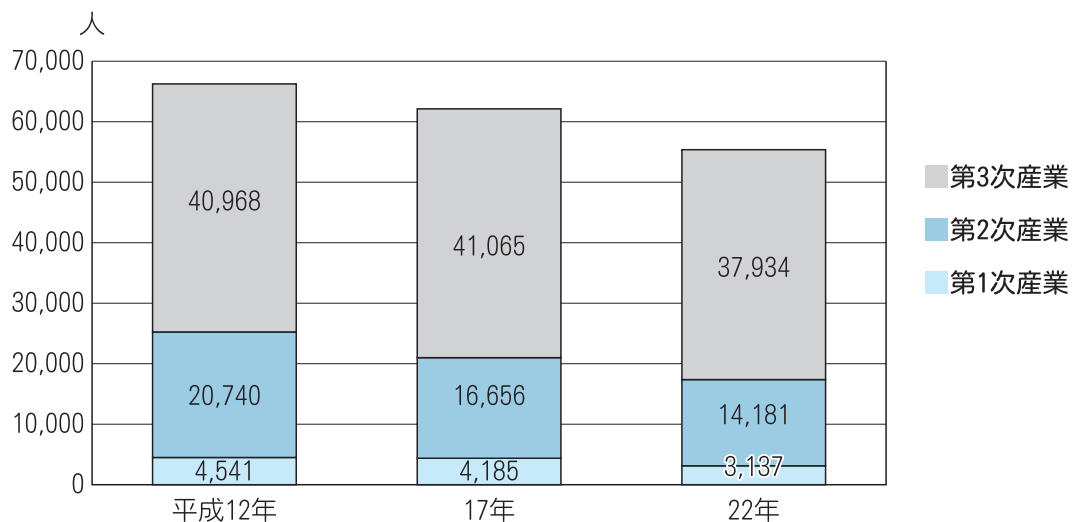
4 産業

本市では、生産年齢人口の減少により、第1次産業・第2次産業・第3次産業のすべてにおいて就業人口が減少傾向にあります。(次ページ参照)

今後は、地域の特性を活かした観光や農業をはじめとする各種産業の振興を図るとともに、企業誘致や新規産業の創出を推進していく必要があります。

また環境面では、業務事業活動における省エネ活動やゼロエミッション*等による環境負荷*の低減や空調機器・動力機器等の高効率化等による燃料消費量の削減など、企業活動における環境配慮の取り組みも広がっています。

産業別従業者数の推移



(資料：国勢調査)

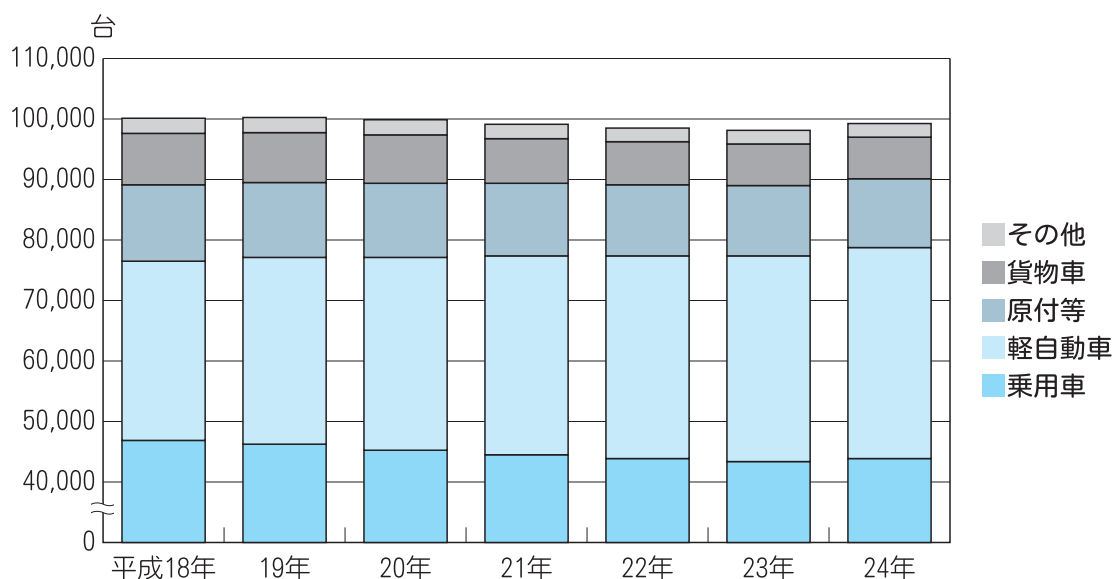
5 交通

本市の交通機関としては、鉄道やバス等の公共交通機関もありますが、主に自家用自動車が市民の足となっています。平成24年4月現在の乗用車と軽自動車の合計登録数は約79,000台となり増加傾向にありますが、他の車両を含めた登録数はここ5～6年で横ばいとなっています。

自動車交通は、磐越自動車道の4車線化や幹線道路の整備により、市外とのアクセスはよくなりましたが、市内の一部においては道路が狭く、交通渋滞が発生している箇所も見られます。

自動車排出ガスは、地球温暖化*や大気汚染の一因となっているため、公共交通機関の利用促進やエコドライブ*の推進等を図っていくことが必要となります。

自動車等登録台数の推移



※原付等…原動機付き自転車、二輪の小型自動車、雪上車、小型の農耕用・特殊作業用車両

※その他…乗合用車両、(大型)特殊用途用車両

(資料：東北運輸局 及び 税務課)

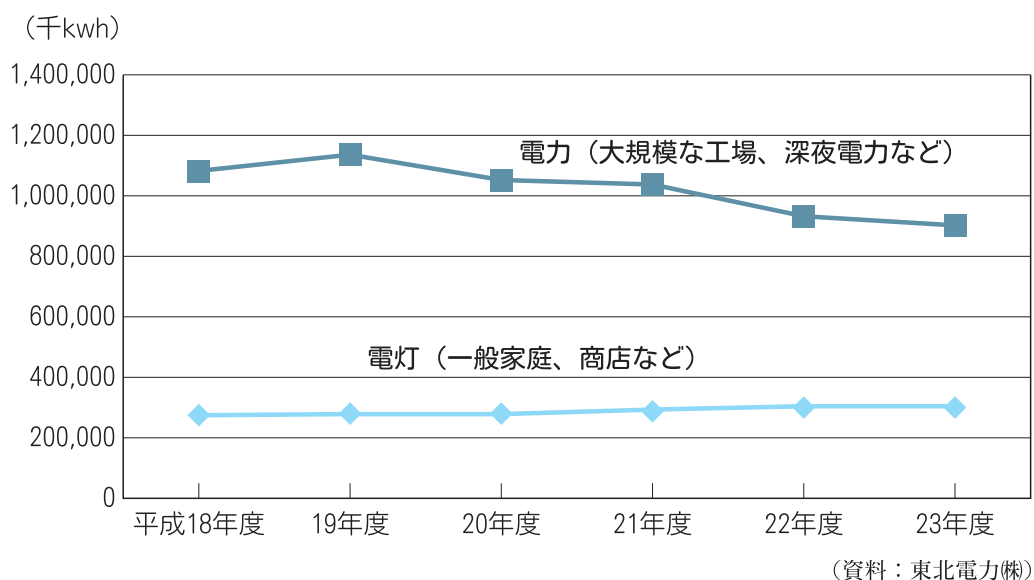
6 エネルギー（電気・ガス）

本市におけるエネルギー使用量は、電気については全体として減少傾向にあるものの、都市ガスについては、エネルギー種の転換により病院や老人保健施設等での使用量が増えたことなどにより、業務用は大幅な増加傾向となっています。

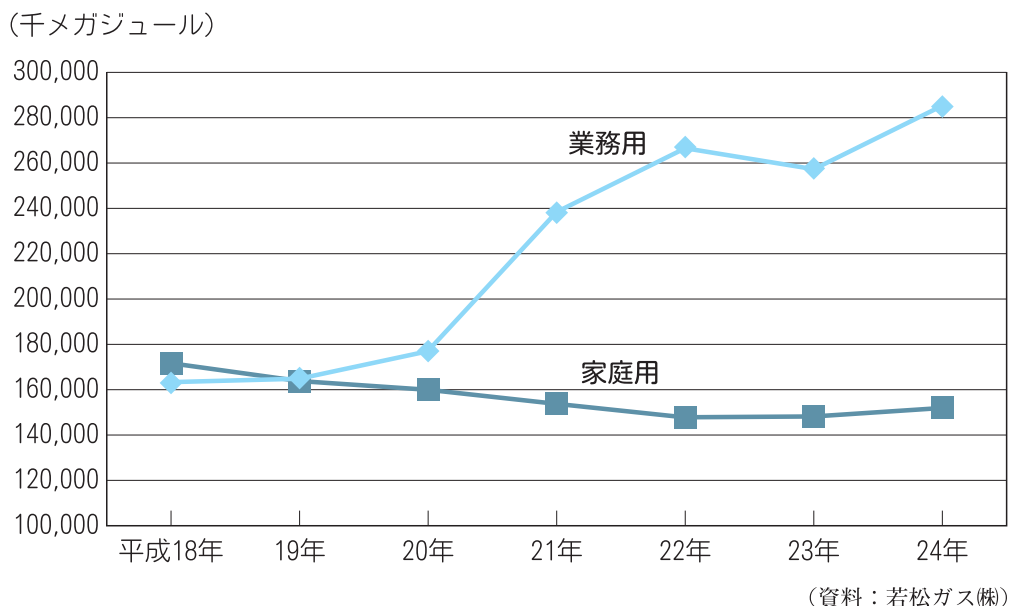
私たちの生活は、エネルギーの活用により便利で快適なものとなり、産業活動でも欠かすことができないばかりか、今後、さらに多くのエネルギーが必要になると考えられます。

しかしながら、エネルギーを生み出すガスや石油などの化石燃料の使用は、地球温暖化や大気汚染の原因となるため、節電等をはじめとした省エネルギーに努め、環境への負荷の少ないライフスタイルに変えることが必要となります。

■電気使用量の推移



■都市ガス使用量の推移



第2節 生活環境

1 大気 (98ページ)

市内の大気汚染の状況は、県が設置している一般環境大気測定局*により常時監視するとともに、市も酸性雪の測定を行い、大気の状態を確認しています。

これまでは、ほとんどの項目で環境基準を超えているものは測定されていませんでしたが、平成21年5月に光化学オキシダント*濃度の上昇が確認され、本市で初めて光化学スモッグ*注意報が発令されました。

また、平成26年2月には、微小粒子状物質 (PM2.5)*の濃度の上昇が確認されましたが、濃度が上昇するメカニズムは現状では十分に解明されておらず、今後とも、国や県と連携し、迅速で正確な情報収集を行っていくことが必要となります。

2 水質 (99ページ)

市内には阿賀川、湯川などの河川が流れ、「天鏡湖」と呼ばれ東北第1位の面積を持つ猪苗代湖があります。

水質の汚濁の程度を表すBOD* (生物化学的酸素要求量) 値で見ると、市内の各河川とも上流部では良好ですが、住宅密集地から下流部では、以前より状況が改善しているものの、一部の河川では数値が高くなっています。

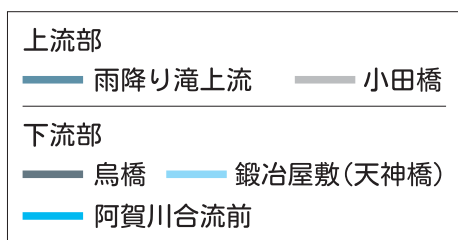
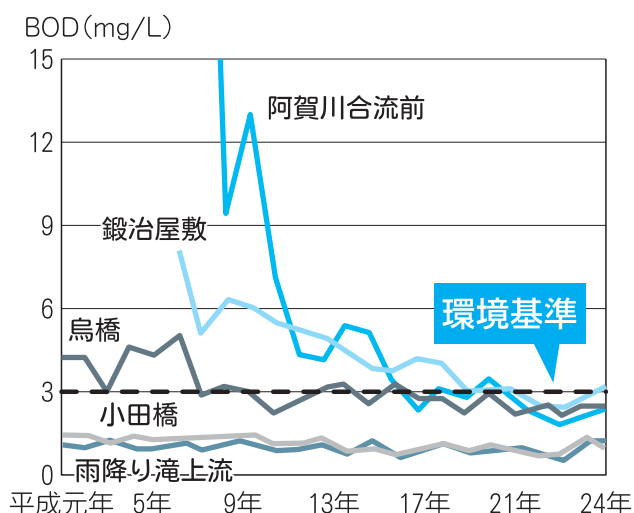
また、猪苗代湖の水質はもともと酸性でしたが、流入する河川の酸性度の低下などで中性化し、水質が悪化する傾向にあります。

下水道等が整備された地区では、全体的に、水質が改善される傾向があります。未整備地区においては、生活排水等による水質汚濁が続いています。

今後とも公共下水道や合併処理浄化槽*への接続を促進するとともに、生活排水の汚濁防止への配慮が必要となっています。

地下水については、昭和61年より非飲用地下水調査*が行われており、延べ90地点の調査を実施しています。平成24年度調査において、9地点中4地点で有機塩素化合物*が検出されましたが、環境基準を超えた地点はありませんでした。今後とも地下水汚染の汚染状況について、監視を続けていきます。

■湯川のBODの経年変化



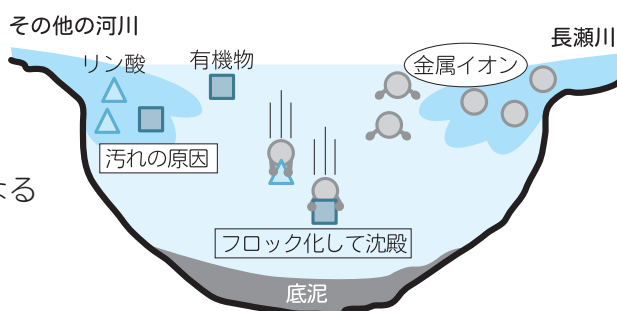
自然の浄化作用(きれいにする働き)のある猪苗代湖

猪苗代湖には、鉄やアルミニウムが溶け込んだ酸性の長瀬川の水が流れ込んでいます。

長瀬川の水が猪苗代湖に入ると、溶けていた鉄などの金属が形を変え、水の汚れとなる有機物やリン*とくっついて、湖の底に泥となって沈んでいきます。こうした浄化作用がはたらくことで猪苗代湖の水質は、COD*の値が平成24年度は平均1.0mg/lと全国でもトップクラスのきれいな湖となっています。

《猪苗代湖の浄化作用の仕組み》

1. リンや有機物が湖の底に沈む
- ↓
2. 植物性の微生物が増えにくくなる
- ↓
3. 有機物（汚れ）が増えにくい
- ↓
4. 水がきれい



■猪苗代湖は、自然の浄化作用がうまくはたらいっている湖です。

3 騒音・振動 (101～106ページ)

工場・事業所や建設作業等から発生する騒音・振動については、関係法令により規制がされています。

平成24年度の市内の環境騒音調査及び自動車騒音調査では、それぞれ6地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

今後とも、工場等の固定発生源*に対する規制の遵守徹底や監視を継続していくとともに、自動車騒音等を防止するために、道路の整備や運転マナーの向上など、総合的に取り組んでいくことが必要となります。

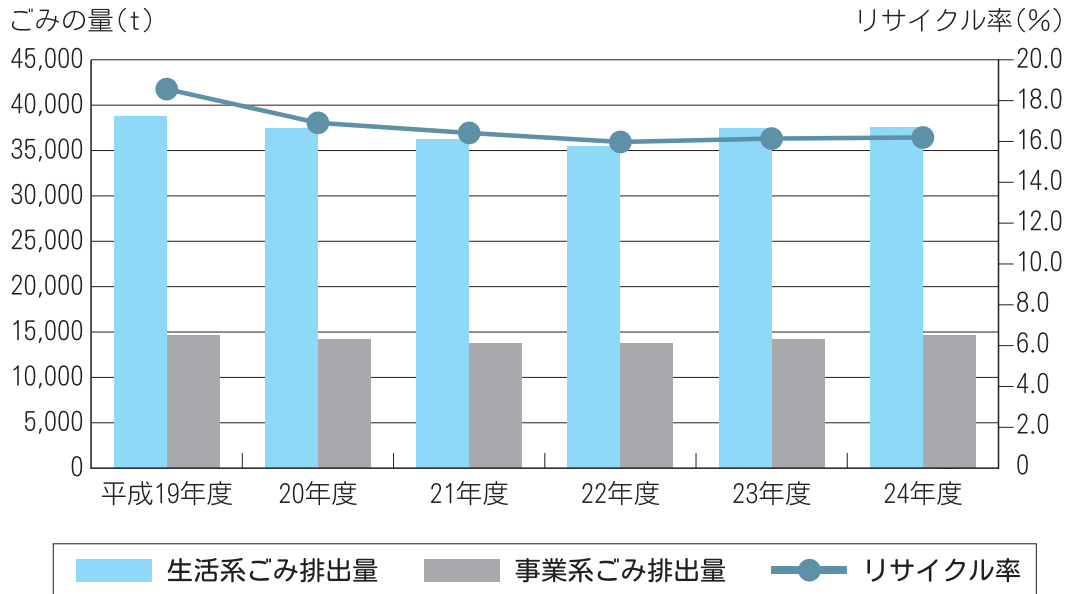
4 廃棄物

豊かな自然や限りある資源を次世代へ引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや生活スタイルを見直し、環境への負荷が少ない資源循環型社会*を推進していく必要があります。

本市では、プラスチック製容器包装の分別収集、家庭用生ごみ処理機・容器に対する補助、学校給食施設から排出される生ごみのリサイクル*、レジ袋削減運動など、市民・事業者・行政が一体となり「3R*運動」に取り組んできました。

その結果、近年ごみの排出量は減少傾向にありましたが、東日本大震災以降、破損物品の処分等もあり、生活系ごみ・事業系ごみともに増加傾向に転じています。今後は、これまで以上に「3R運動」に取り組むことが必要となります。

■ごみの排出量とリサイクル率の推移



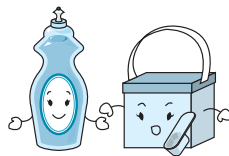
(資料：廃棄物対策課)

3Rってなあに？

3Rとは、「リデュース (Reduce)* =できるだけごみを出さない」
「リユース (Reuse)* =使えるものはくり返し使う」
「リサイクル (Recycle)* =ごみを再び資源として利用する」
という3つの英語の頭文字を取った言葉です。
「リフューズ (Refuse) =不要なものは買わない」
を加えて4Rと呼ばれることもあります。

《例》

- ・詰め替え製品を使う
- ・マイバッグを利用する



《例》

- ・バザーを利用する
- ・容器などを洗って使う



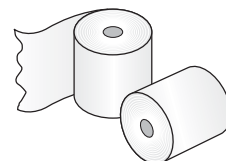
Reduce
発生抑制

Reuse
再利用

Recycle
再資源化

《例》

- ・古紙がトイレットペーパーに
- ・ペットボトルが服に



第1編 基本理念及び基本目標	第1章
	第2章
	第3章
第2編 基本計画	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
第3編 計画の推進に向けて	第1章
	第2章
資料編	

第3節 自然環境

1 気候

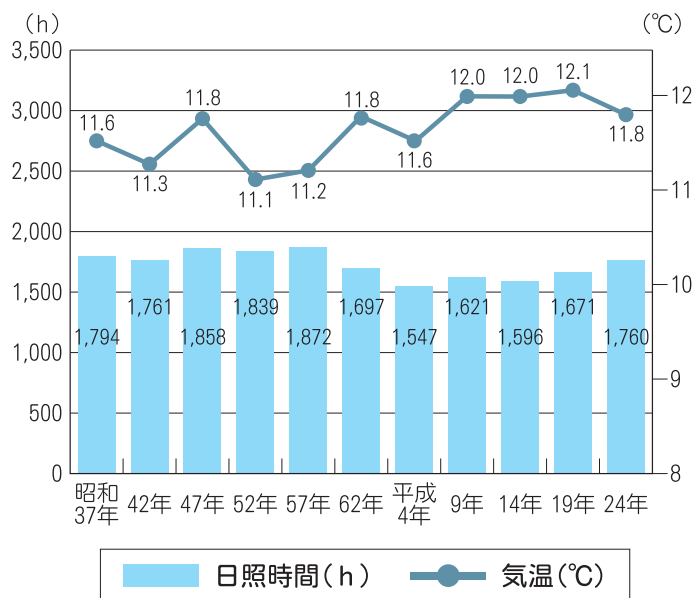
本市は、日本海側の気候に属しますが、太平洋側と日本海側の気候の接点にあたり、そのうえ四方を山々に囲まれた盆地であるため、内陸盆地特有の気候条件も加わった複雑な気候を示します。冬季には晴天が少なく降雪の多い日本海側の気候となり、夏季には反対に盆地特有の高温の日が続きます。また、春や秋には内陸性の気候条件も加わり、日中と夜間の気温差が大きくなります。

過去50年の平均気温の傾向を見るとわずかながら上昇傾向にあります。

また、本市の日照時間の平年値(※)は1,613時間で、降雪の多い地域でありながら、福島市(1,739時間)や郡山市(1,745時間)と比べても差は少ない状況にあります。

※平年値…1981年から2010年の30年平均値

■日照時間と平均気温



(資料：若松特別地域気象観測所)

2 水環境

本市の水資源は、阿賀川などの一級河川が13河川、準用河川が2河川、磐梯朝日国立公園*に指定されている猪苗代湖などがあります。猪苗代湖水は戸ノ口堰から市街地を經由して郊外の水田に送られており、阿賀川の水は門田堰から農業用水として利用された後、住宅地の側溝を經由し、河川に流れ込んでいます。

他にも、水力発電や市民の飲料水に利用されており、河川の維持や噴水などにも使われています。

また、市内には、県指定天然記念物であるイトヨの生息する白山沼など、多くのため池や沼が分布しています。

今後も本市の貴重な水資源を保全し、大切に利用していく必要があります。



猪苗代湖

3 植物

本市の植生は、一部アカマツなどの常緑針葉樹*がありますが、多くはブナ、ミズナラ、コナラ、クリなどの落葉広葉樹*林であり、自然度の高い山林が多く残されています。

また、国の天然記念物*である赤井谷地沼野植物群落*では、亜寒帯植物であるホロムイイチゴなどの貴重な植物が自生しています。

その一方で、市街地では緑地や樹林地が減少傾向にあります。

山地や丘陵地、農地の保全をはじめ、市街地の緑地等を保全・創造することが重要となります。



赤井谷地沼野植物群落

4 動物

平成13年度からの野生生物の分布調査や文献調査の結果、市内には、国の特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のヤマネ、絶滅危惧種に指定されているウケクチウグイなど、およそ2,700種の生き物が生息していることを確認することができました。

今後も継続して野生生物の生息状況を調査しながら、豊かな生態系の保全に取り組んでいくことが大切です。

また、希少種の生息域では開発を避けるとともに、やむを得ず開発する場合においては、極力生息地域を保全するような対策を行う必要があります。



ニホンカモシカ
(画像著作者 古川裕司氏)

5 景観

本市は、恵まれた自然景観と情緒あふれる歴史的景観のどちらも併せもつ美しいまちです。城下町として栄えた本市は、若松城跡をはじめとした史跡がいたるところにあります。また、自然景観では、山間地や丘陵地に見られる森林景観と、河川や湖沼の水辺景観、市街地郊外では、水田を中心としたのどかな田園風景が見られます。

自然環境を保全し、自然景観に配慮した建物・構造物を建設するとともに、史跡等の維持・補修を行うなど歴史的な景観の保全に努めなければなりません。



会津藩主松平家墓所（院内御廟）

第4節 地球環境

1 地球環境問題

地球環境問題(下記参照)とは、国境を越え地球規模にまで影響が広がる環境問題です。これらは先進国における経済活動の拡大や開発途上国における急激な人口増加による経済発展等に伴い、1980年代後半頃から大きな問題となっています。

近年は特に、生態系の変化や異常気象の増加などの原因の1つと考えられる「地球温暖化」が大きな問題となっており、国際的な対策が進められています。

【地球環境問題の例】

有害廃棄物の越境移動*

地球温暖化

酸性雨*

砂漠化

海洋汚染

野生生物種の減少

オゾン層*の破壊

熱帯林の減少

開発途上国の公害



地球温暖化が進むと、どんな影響があるの？その原因は？

■地球温暖化が進むと、どんな影響があるの？

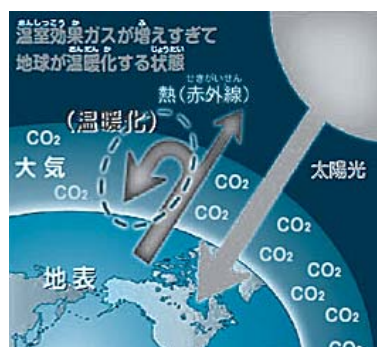
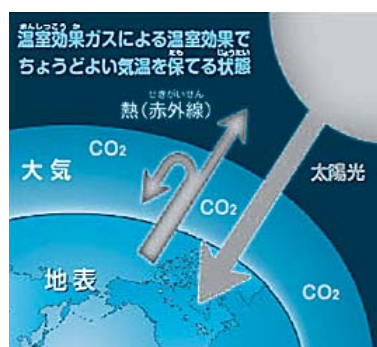
地球温暖化が進むと、気温や海水温が上昇し、地球上の風の発生や水の蒸発の状況に変化が生じるため、気候に大きな影響が出てきます。

「温暖化」という言葉から、平均気温が上昇し、とても暑い夏や暖冬となることがイメージされがちですが、気温や降水量の変動の幅が大きくなるため、反対に冷夏や寒冬となることもあります。また、雨や雪が多い年があったり少ない年があったりと安定しなくなり、従来とは異なる気候変動が起きることもその影響の1つといわれています。

■地球温暖化の原因は？

地球は、太陽の光によって表面が温められ、その温まった熱は、宇宙に向かって放出されます。地球を覆っている大気には、この熱の一部を吸収し、地球を温室のように温かく保ってくれる「温室効果ガス」と呼ばれる気体(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン*ガスなど)が含まれています。もし、この「温室効果ガス」が全くなかったら、地球の平均温度は、およそマイナス19度になるといわれています。

近年、この「温室効果ガス(特に二酸化炭素)」が増えすぎてしまい、これによって、大気中に熱がこもって気温がどんどん上がり、地球温暖化が引き起こされていると考えられています。



(出典:地球温暖化防止国民運動事務局(環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)ホームページより)

第1編
第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第1章

第2章

資料編

本市の平成22年度の温室効果ガス排出量は、約932.6千トンと推計されます。(資料9) 統計データが一部ないため、京都議定書*の基準年度である平成2年度時点の総量と比較することはできませんが、6種類の温室効果ガスのうち、最も排出割合の多い二酸化炭素について見てみると、産業部門（製造業や建設業、農林水産業）の排出量がほぼ半減していることがわかります。その一方で、運輸部門（自動車や鉄道）や民生業務部門（事務所、サービス業など）、民生家庭部門（一般家庭）の排出量は増加傾向にあります。これは、自動車の所有数が増加したことや、わたしたちの職場や家庭などにおいて、電気・ガス・燃料等の使用量が増えたことが主な要因となっています。

温室効果ガス排出量 推計値(千トンCO₂)

年 度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	平成2年度から平成22年度の間の増加率(%)
温室効果ガス排出総量	—	—	932.6	—
二酸化炭素(CO ₂)	862.9	867.6	832.8	-3.5
エネルギー起源二酸化炭素*	853.1	857.4	820.7	-3.8
エネルギー転換部門	0.5	0.3	0.1	-80.5
産業部門	303.1	159.0	154.9	-48.9
(内訳)				
建設業・鉱業	(21.6)	(24.4)	(12.4)	-42.2
製造業	(255.6)	(114.0)	(126.1)	-50.6
農林水産業	(25.9)	(20.6)	(16.3)	-37.3
民生家庭部門	213.0	244.6	241.9	13.5
民生業務部門	220.0	251.2	237.2	7.8
運輸部門	116.4	202.2	186.6	60.3
廃棄物起源二酸化炭素*	9.8	10.3	12.1	23.2
メタン(CH ₄)*	25.4	26.3	19.8	-22.3
一酸化二窒素(N ₂ O)*	4.1	3.4	2.6	-36.2
ハイドロフルオロカーボン(HFC)*	—	—	11.2	—
パーフルオロカーボン(PFC)*	—	—	57.1	—
六フッ化硫黄(SF ₆)*	—	—	9.2	—

※「—」は統計データがないため不明

温室効果ガスはどこから発生するの？何に使われているの？

温室効果ガスは、様々な場面で発生し、また、様々なものに使用されています。地球温暖化対策実行計画に登場する6種類の温室効果ガスの主な発生源や使用先を紹介します。

温室効果ガスの種類	主な発生源・使用先
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼等により発生
メタン(CH ₄)	下水処理の過程や、水田、家畜のふん尿等から発生
一酸化二窒素(N ₂ O)	下水処理の過程や農地に散布された窒素肥料から発生
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアコンや冷蔵庫などの冷媒に使用
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造過程で使用
六フッ化硫黄(SF ₆)	電子機器の絶縁材等に使用

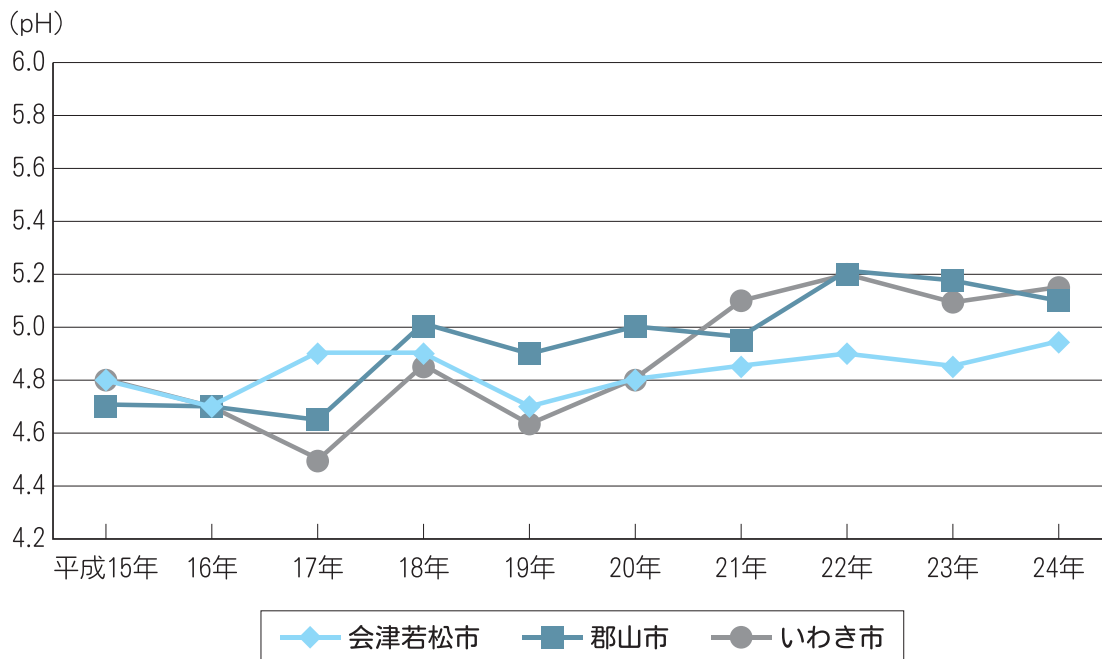
2 酸性雨及び酸性雪の現状

地球環境問題の1つである酸性雨については、早くから問題となっている欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が全国的に確認されており、生態系への影響が心配されています。

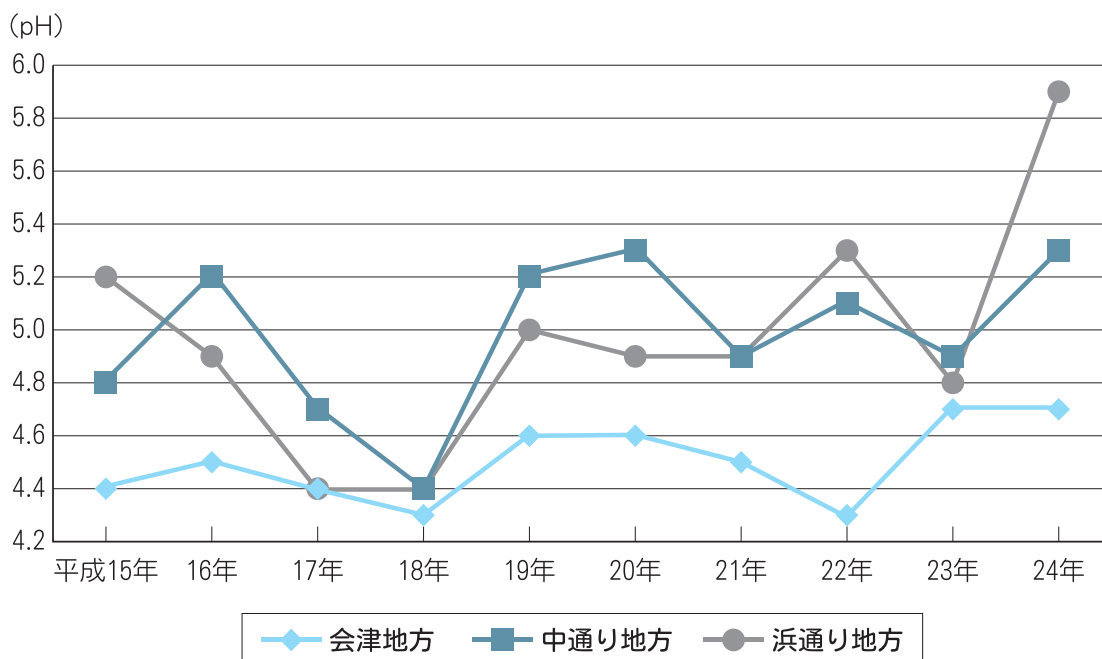
このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、本市においては、会津保健所（追手町）が調査地点となっています。

加えて、市では「東北都市環境問題対策協議会*」の共同調査として、冬季間に酸性雪調査を実施していますが、県内の酸性雪の調査結果と比較すると、会津地方は酸性の度合いが高い（pH*が低い）傾向が見られます。

■酸性雨のpHの平均値の推移



■酸性雪のpHの平均値の推移



(資料：東北都市環境問題対策協議会)

第5節 前環境基本計画の成果・課題と今後の方向性

前計画では、「土・水・緑 ^{きょうそう}そして人 共創するまち あいづわかまつ」を基本目標に、以下5つの“望ましい環境像”の達成に向け、各種事業を進めてきました。

以下、望ましい環境像ごとに、成果、課題、さらには今後の施策の方向性について総括します。

望ましい環境像 I 「人の健康を保護するまちをめざして」

1 大気汚染による健康被害の防止

成果・評価

大気汚染の防止に向け、ノーカーデー*等による公共交通機関の利用促進や、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車*を公用車に率先的に導入し、自動車からの排出ガスの低減化を図ってきました。企業に対しては、事業活動によって生じる排ガスや有害化学物質による環境負荷を低減するため、法令の規制以上の自主的・率先的な環境活動を求めて、環境保全協定を締結してきました。

また、ダイオキシン類の汚染防止対策として、塩化ビニール製品の適正処理や分別の徹底などを図り、大気汚染の防止につなげました。

さらには、福島第一原子力発電所事故による放射線量の把握のため、市内全域の空間放射線量調査を行い、放射線管理アドバイザー*の助言を受けながら、測定値などについて市のホームページや市政だよりでお知らせすることで、市民の皆さんの不安感の払拭に努めてきました。



定期的に市内の放射線量を測定しています

課題・方向性

大気汚染の防止対策として、工場等の設備改修や公共交通機関の利便性の向上などは大変有効ですが、多額の投資コストも必要となるので、計画的・効果的に進めていくことが課題となっています。また、放射線量については、市民アンケートなどから不安を抱えている人が数多くいることがわかります。

今後は、事業者や市民に対して環境基準等をきちんと守っていただけるよう、様々な場面で周知・指導等を継続するとともに、電気自動車等の普及に向けて充電設備を増設したり、公共交通機関の利用促進の広報活動を進めたり、さらには、放射線量をはじめとした様々な大気環境の情報の収集と提供などを積極的に行う必要があります。

放射線は子どもたちへの影響が心配。
市民レベルでの安全性のPRをしてほしい。

■市民の声(ワークショップより)



第1編 基本理念及び基本目標	第1章
	第2章
	第3章
第2編 基本計画	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
第3編 計画の推進に向けて	第1章
	第2章
資料編	

2 水質汚濁による健康被害の防止

成果・評価

市内の主要河川や猪苗代湖流域の水質については、毎年定期的に調査を行い、その結果を市政だよりなどで公表してきました。

河川の水質汚濁は、生活排水の流入が主な要因であるため、公共下水道事業や農業集落排水事業*等の区域拡大を行い、処理施設の設置を推進してきたほか、市の貴重な水資源である猪苗代湖の水質保全のため、湖周辺の施設等へ、より浄化能力の高い排水処理設備への切り替えを促進してきました。

さらに、飲料水の安全を確保するため、毎年、飲用地下水調査を実施するとともに、原子力発電所事故以降は水道水中の放射性物質の検査を行い、その結果を市のホームページなどで公表し、市民の皆さんへの正確な情報提供に努めました。

課題・方向性

一方で、下水道整備済み区域*になっても下水道に接続していない状態であったり、灯油や機械油等が水路に流出する事例もあることから、水環境保全に向けたさらなる意識啓発の強化と各種水質調査の継続のための体制維持が課題となります。

そのため、今後とも、県と協力して排水規制基準の遵守徹底を図りながら、河川水質の向上に向けた市民への啓発活動の強化が必要となります。

また、公共用水域*水質調査や飲用地下水調査、さらには放射性物質検査を継続的に実施し、その結果をすみやかに情報提供するなど、市民がより安心できる生活環境づくりに努めていきます。



油は排水溝に流さずに、拭いたり、固めたりして、燃やせるゴミに出しています。



■市民の声(ワークショップより)

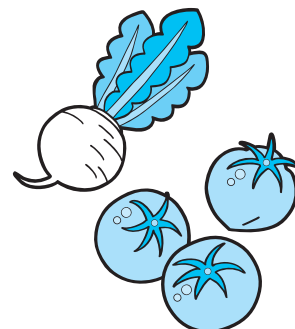
3 土壌汚染による健康被害の防止

成果・評価

土壌汚染は、廃棄物の不適正な処理が原因の1つであることから、清掃指導員*や不法投棄監視員が適切に廃棄物が処理されるよう指導・監視を実施してきました。

また、原子力発電所の事故以降、川ざらい土砂や浄水発生土については、定期的に放射性物質を検査し適正に管理するとともに、市のホームページで測定値を公表するなど市民の不安感の解消に努めてきました。

農業分野においては、農薬等をできるだけ使用しない生産方法を目指した「エコファーマー*認定制度」や「環境保全型農業*直接支援事業」を進め、環境負荷の軽減に取り組みました。



環境にできるだけ負荷をかけない生産活動を目指します

課題・方向性

一方で、平成24年には、地上デジタル放送への移行に伴うテレビ等の不法投棄件数が増加に転じており、市民や事業者に対する廃棄物の適正処理に関する意識啓発や指導の徹底が課題となっています。

また、原子力発電所の事故以降、放射性物質をはじめとした土壌の汚染に不安を感じている人もいることから、今後も下水汚泥や川ざらい土砂・浄水発生土・非飲用地下水等について、汚染状況調査・放射性物質検査などを継続し、適正管理に努めるとともに、検査結果の情報提供を継続していきます。農業分野については、農薬や化学肥料をできるだけ使わない農産物の生産方法を、より多くの農家に普及していきます。



4 都市型・生活型公害*の防止

成果・評価

市民の皆さんに下水道への接続を呼びかけてきた結果もあり、接続率が上がり、生活排水による河川等の水質汚濁の防止につながりました。また、これに加え、関係団体やボランティアなどの環境保全活動が実を結び、湯川などでは、近年ホテルが飛び交う姿も見られるようになりました。

公害苦情については、全体的な件数は減少していますが、苦情が寄せられた場合には、現地調査を行ったうえで発生源へ指導を行うなど、問題解決にあたってきました。

ごみの野焼き*については、直接指導や市政だよりなどでの禁止の呼びかけもあり、以前と比べ減少しています。



課題・方向性

一方で、近年、法規制の及ばない近隣住民間での騒音や悪臭などに関する苦情が数多く寄せられるようになり、さらには、法規制を遵守している工場等に対する苦情も寄せられるなど、生活する上での他者への配慮や一定程度の許容ができない状況も見られます。また、カラオケ騒音や農地での野焼きの煙に関する苦情など、都市化や生活スタイルの変化がもたらす“都市型・生活型公害”が問題となっています。

今後とも、事業者に対する関連法令等の遵守の徹底を図るとともに、都市型・生活型公害の防止について、市民への意識啓発に努めます。また、市民の環境保全活動を推進するため、湯川の水質改善の取り組みのような好事例などを広く紹介していきます。

生活騒音はお互いに気をつけて出さないように注意しています。
それでも、工事の音などは気になります。
予定している工事は前もって伝えてほしいです。

■市民の声(ワークショップより)



主な施策の実績



○環境保全協定の締結

⇒工場などの事業活動による環境への負荷を減らし、地域の環境を守るため、事業者5社と環境保全協定を結び、事業者が実施すべき対策を定めました。
(事業者：(株)ジェイデバイス、荒川産業(株)、日本酸素(株)、エコ・パワー(株)、(株)アクトイン)

○農業用使用済プラスチック適正処理事業

⇒ビニールハウス等の農業用使用済プラスチックの回収及びリサイクル処理を実施したことで、大気汚染防止に効果がありました。

○公共下水道事業

⇒公共下水道の整備率は82%に達し、生活排水による水質汚濁防止につながりました。

○エコファーマー認定制度

⇒農薬・化学肥料の使用量を5割軽減する農家が増加し、環境負荷低減につながりました。

○幹線道路・道路案内標識の整備

⇒環状道路に交通量が分散されたことで渋滞が解消し、大気汚染防止につながりました。



ボクの名前は
いいもりん☆
環境PR大使として、
これからがんばります。
ヨロシクね！

望ましい環境像Ⅱ「人と自然が健全に共生するまちをめざして」

1 生態系の多様性の確保

成果・評価

ほ場整備事業*をはじめとした開発事業を行う場合には、動植物や水生生物に配慮し、計画・整備、維持管理等を行うよう事業者等に指導を行ってきました。

また、猪苗代湖や背炙山高原など市内の優れた自然を守るため、環境に配慮し、適正な整備・管理を行うとともに、国の天然記念物である赤井谷地沼野植物群落の調査事業を行うなど、生態系の保全に努めてきました。さらに、市内に残されている高瀬の大木（神指町）の保存整備や森林ボランティアによる市有林の下刈りを実施するなど、平地林等の保存・活用に取り組みました。



毎年、赤井谷地の植生調査を実施しています

課題・方向性

生態系を守るため、さまざまな取り組みを実施してきましたが、市民アンケート等を見ると、以前より野鳥・動植物が減り、自然環境が悪くなったという印象を抱いている人が多くいることがわかります。

今後とも、良好な環境保全に努めながら、各種開発事業を実施した際は、その後の生態系についてもできる限り経過観察を行うことが必要になります。また、自然環境の保全には、市民の協力が不可欠なことから、各種イベント等を活用し、自然環境についての広報活動に努めるなど、市民の意識の高揚に努めていきます。



ウォークラリーなど自然環境について学習する機会があればいいですね。

■市民の声
(ワークショップより)

希少種をいかに守り、外来種をいかに排除するかが大事！

■市民の声
(ワークショップより)



2 野生生物種の保存

成果・評価

野生生物種の適切な保護のため、赤井谷地の調査や野生生物の環境保全事業を推進する一方、市民に対し、野生生物に関する理解を深める機会として、自然環境教室を開催してきたほか、水辺の楽校*(神指町)などにおいて、子どもたちが川に生息する生き物を観察したり、自然と触れ合う機会をつくりました。また、動植物の生息環境に配慮し、公共施設等の周辺の除草作業を行う際には、できるだけ刈払機を活用するなど、除草剤の使用を控えてきました。

課題・方向性

近年、特定外来生物*が既存の生態系を脅かす事例が多くなってきています。そのため、今後も野生生物種の保存のため、自然環境保全活動や調査活動を継続するとともに、特定外来生物の種類や防除等について、自然環境教室や広報等を活用しながら、市民への周知を強化していきます。



群生するオオハンゴンソウ
(特定外来生物)

3 多様な自然環境の保全・回復

成果・評価

自然環境の保全のため、地域のシンボルとなる樹林・樹木・庭園を「自然景観指定緑地」*に指定し、適正に管理してきました。また、「花苗生産基地」*で市民の皆さんと協働で花苗を生産し、さらには庁舎や学校等の公共施設に花苗を植栽してきました。



神指城跡のサクラ
(自然景観指定緑地の1つ)

森林については、「森林整備地域活動支援交付金」*を活用して、人工林の整備や松くい虫等の病害虫の防除・駆除を行い、良好な森林環境の保全に努めてきました。また、農地の保全と活用のため、中山間地*において、耕作放棄地*の解消に向けて引き受け手の確保をはじめとした各種事業を推進してきました。

課題・方向性

自然景観指定緑地*の管理に対する助成や公共施設への植栽については、経費や人手が十分ではなく、実施が一部にとどまっているのが現状です。また、遊休農地*の解消には、土地条件の悪い農地があることや、受け手となる農家が少ないことなどが問題となっています。

今後も、市街地の緑地の維持管理を進め、花苗等の生産をとおして、市民との協働による美しいまちづくりを目指すとともに、公共施設のさらなる緑化を推進していきます。

農地については、耕作放棄地が発生しないよう新たな担い手の確保や作業の集団化・経営の組織化を図るとともに、遊休農地解消のため、農地の把握に努めていきます。

4 人と自然との共生

成果・評価

「緑の基本計画」*に基づき、都市公園や緑地の環境保全と進行管理を行い、市民とともに公共花壇等の維持管理を行いました。また、森林環境学習の推進や森林整備の実施、ペレットストーブ*の導入等に取り組みました。



小学校や幼稚園にペレットストーブを導入しました

さらには、自然環境教室や森林浴などの事業をとおして、市民が自然との共生について学び、自然と触れ合う機会を設けてきました。

課題・方向性

「緑の基本計画」は策定から10年以上経過しているため、現在の社会状況や市民ニーズ等を把握し、新たに緑化施策へ反映させる必要があります。

また、多くの市民が自然に触れ合えるように、公園・緑地等の環境整備や森林の保全などに努めるほか、自然体験に関するイベントや教室への参加者がさらに増加するよう、事業内容や情報提供方法などについての検討をしていきます。

主な施策の実績



○野生生物生息環境保全事業

⇒自然環境教室を通じて、市民に生物多様性の保全*について周知することができました。

○森林病虫害等防除事業

⇒松くい虫やカシノナガキクイムシ等の防除・駆除を図り、良好な森林の造成につなげました。

○中山間地域等直接支払事業

⇒山あいの集落が協定を結んで耕作放棄地の防止などに取り組むことにより、農地の遊休化に歯止めがかかり、既にあった耕作放棄地が再生・利用されるようになりました。

○グリーンツーリズム*支援事業

⇒都市住民を対象とした農業・農村体験の受け入れ態勢を整備したことで、農村地域の活性化が図られました。

望ましい環境像Ⅲ「自然と歴史を守り、人と自然が触れ合えるまちをめざして」

1 猪苗代湖の水環境の保全

成果・評価

猪苗代湖の水環境を守るため、「市猪苗代湖水環境保全推進計画」及び「福島県猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」*に基づき、県や郡山市・猪苗代町の流域自治体と、関係団体、地域住民と協力して、水草回収やヨシ刈り等の各種事業を実施してきました。



猪苗代の水環境教室の中で、湖岸の清掃を実施しました

また、猪苗代湖に放流する水をよりきれいにするため、湊町共和・赤井地区の浄化センターを高度な設備に切り替えたり、崎川浜への高度処理型の公衆トイレの整備や、周辺農家に対し、農薬等をできるだけ使わない生産方法を推進し、河川に窒素やリンが流入しないようにするなど、水環境に配慮した取り組みを進めてきました。

さらに、市民の皆さんに対しては、出前講座の開催や、県の「せせらぎスクール」*を利用し、水環境保全に関する啓発を行いました。

課題・方向性

猪苗代湖の水質改善に向けては、流域自治体との連携した取り組みが必要ですが、短期間では改善が望めず、効果も分かりにくいことなどから、どのようにモチベーションを保ちながら協働体制を維持できるかが課題となっています。また、市民アンケートによると、河川や猪苗代湖などが汚くなったと感じている人は多く、市役所に水質改善の取り組みを期待する人も多く見られます。

これらを踏まえ、今後も県・流域自治体と連携し、猪苗代湖の水質改善に向けた活動を推進し、特に湖岸清掃や水草回収などの参加者を増やし、より大規模な取り組みとなるよう意識啓発を図っていきます。

また、河川等の水環境保全を保つため、市民の皆さんに対し、日常生活における取り組み事例等を紹介するなど、意識の啓発を促していきます。

2 歴史的環境の保全

成果・評価

本市は、自然環境と歴史的環境によって育まれてきたまちであり、歴史的環境の整備についても様々な取り組みがなされてきました。



名勝・会津松平氏庭園(御薬園)

とりわけ、史跡や遺跡、有形・無形文化財等などは数多くあり、これまで、会津藩主松平家墓所や御薬園、赤井谷地の整備をはじめとして、埋蔵文化財の調査、文化財の保護、保存、管理を行ってきました。

また、現地説明会や出前講座等の実施により、多くの市民が文化遺産等と触れ合う機会を創出し、文化財保存の重要性についての啓発もしてきました。

さらに、歴史的景観の保全にあたっては、市景観条例等による歴史的景観指定建造物の指定等により歴史的なまちなみの保存に寄与してきました。

第1編
第1章

基本理念及び基本目標
第2章

第3章

第1章

第2編
第2章

基本計画
第3章

第4章

第3編
計画の推進に向けて
第1章

第2章

資料編

課題・方向性

埋蔵文化財の調査や文化財の改修等は、計画的に行うことが重要であり、文化財等の保存・整備については、あくまでも文化財の保存という観点から、周辺環境との一体的な整備を進めることが重要です。

また、文化遺産等への理解を深めるため、文化財を市民参加の学習や散策の場として利活用を図るほか、「地域の文化財は地域で守る」という意識をよりいっそう高められるように、郷土史学習や出前講座の内容等についてもさらなる検討を進めていきます。



文化財について学ぶ歴史散策会を開催しました(写真は会津藩主松平家墓所)

3 良好な景観の創造と保全

成果・評価

本市では、まちの景観を守り、つくるために定めたルール（建物の形態・色彩、敷地の緑化等）を「景観協定」*として認定しています。認定された地区では、それぞれの個性を生かしたまちづくりに取り組んでおり、その数も増加しています。

良好な景観をつくるため、「くつろぎ緑地（東山町）」や「湯川いこいの河畔公園（城東町）」等の公園の整備、史跡若松城跡の歴史的景観の保全整備を計画的に進めてきたほか、市内各所に、都市公園や緑地、広場を整備したり、道路敷地内の無電柱化を実施してきました。

まちの美化推進のためには、生活環境保全推進員*や清掃指導員による、ごみのポイ捨て・犬ふん放置パトロール、さらには「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」*による啓発活動を実施しており、その他、各地区の環境美化推進協議会*への補助や、環境大賞表彰の実施など、市民の環境保全・美化の取り組みを支援してきました。



市では、会津若松らしいまちなみを守るため、歴史的な建造物の保存に努めています（写真は会津天宝醸造株）

課題・方向性

市街地の景観形成には、土地所有者の了解や用地代の条件等があり、事業の進捗が見えにくい部分があります。そのため、良好なまちなみ景観の形成を促すためには、市民の理解を図るとともに、景観条例のあり方についても検討が必要です。

また、ごみのポイ捨てや犬ふん放置については、市民の関心が高く、市役所に「マナー向上」へ向けた取り組みを期待する人も多いことから、マナー向上やまちの美化推進に向けた意識の啓発が課題となります。

今後は、引き続き良好な景観づくりに向けた啓発活動を行うとともに、老朽化した公園等の計画的な改修や、河川の流れ等に配慮した良好な水辺の環境保全を進めていきます。



ポイ捨て・犬ふんの放置がなくなる。

■市民の声(ワークショップより)

第1編	第1章
	第2章
	第3章
第2編	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
第3編	第1章
	第2章
資料編	

4 自然と触れ合える場の確保

成果・評価

子どもたちが河川や森林等の自然に触れ、自然体験や環境学習の場となるように、水辺の楽校（神指町）や小田山公園（門田黒岩）、子どもの森、さらには市街地に緑地、広場などを整備してきました。

また、毎年、各公民館事業や各種環境教室を開催するとともに、ホタル祭りや環境フェスタ*などで、市民が自然環境について学べる機会を提供してきました。

また、施設や事業の情報をホームページ等で県内外に広く提供してきたほか、農業・農村体験を受け入れるグリーンツーリズム事業などを推進し、市民の皆さんが自然と触れ合える機会の充実を図ってきました。



ホタル祭りでは、毎年、たくさんのホタルを鑑賞できます

課題・方向性

公園等施設の維持・管理については、計画的な施設改修等や適正な管理が必要となります。また、各種事業の多くで、参加者数が減少傾向にあり、行事日程の調整や、事業内容の固定化、事業周知の方法などについて課題があります。

今後とも、本市の豊かな自然に多くの方が触れ合う場や機会を設けていくとともに、各種事業の内容については、地域特性や自然体験等を生かした、より魅力的なものとなるよう見直しを図ります。公園等の環境についても、引き続き良好な環境を保てるよう、施設の維持管理に努めるとともに、計画的に施設改修を進めていきます。

主な施策の実績



○扇町土地区画整理事業

⇒道路敷地内から電柱を移設し、良好な景観を創設しました。

○七日町市民広場の整備

⇒七日町市民広場を整備し、市民の皆さんに自然と触れ合う場を提供しました。

○環境大賞表彰事業

⇒長年に渡り環境保全活動や地域の美化活動などを積極的に行ってきた皆さんを表彰し、環境に対する市民の意識の向上につなげました。

○放置自転車撤去事業

⇒市営駐輪場に放置してある自転車を定期的に撤去・リサイクルし、環境の美化に努めました。

望ましい環境像Ⅳ「資源循環型の地域社会をめざして」

1 ごみの発生抑制と適正処理

成果・評価

市では、「一般廃棄物処理基本計画（後期計画）」に基づき、学校の給食施設から排出される生ごみの堆肥処理を実施したり、生ごみ処理機等の設置補助、マイバッグ推進キャンペーン等を行い、ごみの発生量を一定程度抑えてきました。

また、平成21年度からは、スーパーなどから出るレジ袋を削減するため、事業者や消費者団体等と「レジ袋の削減に関する協定」を締結し、店頭で啓発活動を行うほか、関係機関と協力し、レジ袋の無料配付中止の取り組みを進めています。

また、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止に対しては、看板の配付や不法投棄監視員、生活環境保全推進員によるパトロールの実施、さらには、ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議による啓発活動等を行っています。



ポイ捨て禁止や犬ふん持ち帰りの啓発看板を配布してきました

課題・方向性

ごみの減量化のためには、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動」やごみの適正処理の取り組みを徹底し、着実に推進することが重要となります。

特に、東日本大震災以降は、壊れた物品等の処分が増加に転じ、1人1日当たりのごみ減量は目標に達しておらず、分別排出のさらなる周知が課題となります。

市民アンケートからは、ごみのポイ捨てや犬ふんなどの放置をしないことや、簡易包装とマイバッグの利用に取り組もうとする人が多いことがうかがえることから、よりわかりやすいごみの減量やごみの出し方について、様々な方法で周知を図るなど、さらなる意識の向上を図っていきます。

レジ袋の削減に関する協定

福島県では、ごみ減量、地球温暖化防止の取り組みのひとつとして、平成21年6月1日から県下一斉に「レジ袋の無料配布中止」や「マイバッグ運動」を推進しています。本市でも、市役所・事業者・消費者団体等の三者で協定を締結し、協働で取り組みを進めています。

【取り組みの成果】

	平成21年度（協定締結前）	平成24年度実績
レジ袋辞退率	18.5%	80.3%
レジ袋使用枚数	17,456,100枚	2,672,364枚

■本市では、平成24年11月現在、11団体（事業者7社、市民団体等4団体）とレジ袋削減に関する協定を結んでいます。



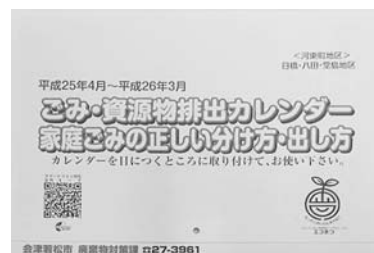
第1編	第1章	基本理念及び基本目標
	第2章	
	第3章	
第2編	第1章	基本計画
	第2章	
	第3章	
	第4章	
第3編	第1章	計画の推進に向けて
	第2章	
資料編		

2 リサイクルの推進

成果・評価

資源物のリサイクルについては、これまで、ごみ・資源物排出カレンダーを配布したり、ごみ処理施設見学会を実施したりするなど、市民の意識啓発に取り組んできましたが、リサイクル率は一般廃棄物処理基本計画(後期計画)の目標数値を下回っています。

しかしながら、市民アンケートを見ると、「ごみの分別やリサイクルはかなり推進した」と評価されており、農業用使用済みプラスチック類の回収も定着していることから、資源回収と再利用化の取り組みは着実に進んでいるといえます。また、再生品の利用についても、市内や学校・家庭でグリーン購入*を促進していることや、リサイクルコーナーの活用、フリーマーケットやバザー等に関する情報等についても提供をしてきました。



ごみの分別方法等について啓発を続けています

課題・方向性

市民から、廃油の回収場所や回収方法が不明との声が寄せられたり、また、「プラスチック製容器包装」や「雑がみ」などの分別が分かりづらいことから、リサイクル率の向上に向けても分別方法の周知を図ることが課題となっています。

環境にやさしい商品の利用については、買い替えのタイミングや商品価格、行政の支援のあり方等も要件になるとの指摘がされています。

市民アンケートによると、今後とも環境を良くするために「ごみ出し(分別)ルールを守る」ことや「リサイクルを心がける」ことが上位を占めており、分別排出やリサイクルの方法等について、様々な機会を活用し、分かりやすく周知していきます。



ペットボトルはキャップとラベルも分別して出そう

グリーン購入

グリーン購入とは、買い物をするときに必要なかどうかを考え、必要な場合には、ごみが少なくなるものや、環境を考えて作られたものを選んで買うことをいいます。事業者側は、できるだけ環境への負荷が小さいものを提供するように努めます。



本当に必要?

買う前に考える



詰め替えできるシャンプー

ごみが少なくなるものを選ぶ



古紙で作られたノート

環境を考えて作られたものを選ぶ

3 省資源、省エネルギーの推進

成果・評価

公共事業における省資源の推進にあたっては、「公共工事環境配慮実施要領」に基づき、資材等の効率的な利用に努めてきました。

また、市役所庁舎の一部に空調設備運転制御を導入したり、省エネ型パソコン、LED照明、二重サッシ化を図るなどの省エネルギー化に加え、ISO14001*を取得し、環境負荷の低減に努めてきました。

さらに、学校や家庭に対しても、環境マネジメントシステム*を活用した環境管理の取り組みを普及させてきたほか、事業所向けに省エネルギーセミナーを開催したり、市民等に向けてエコドライブ教室や各種出前講座を実施し、本市の省資源・省エネルギーの取り組みに貢献してきました。

平成24年度には、「スマートグリッド通信インタフェース導入事業*」を活用し、家庭内の電力消費量が目で見てわかるスマートメーター*の設置を推進し、節電・省エネルギーにつなげました。



事業所向けに省エネセミナーを開催し、事業所の省エネ方法などについて、紹介しました

公共工事環境配慮実施要領



市が実施する事業のうち、道路や河川の整備など、環境への影響が大きい公共事業を実施するにあたり、環境への負荷を低減するために配慮すべき事項を定めたものです。

環境配慮事項は「自然条件を活かした事業の推進」や「施設の省資源、省エネルギー化」等13項目あり、工事の特性を考慮しながら、それぞれの環境配慮事項を積極的に適用しています。

LED照明

LED照明は、発光ダイオード（LED）を使用した照明器具で、信号機や家電の表示ランプなどに使用されています。従来の白熱球や蛍光灯と比べて次のような特徴があります。

- 長寿命……白熱球の約20～40倍程度の寿命があるといわれています。
- 低消費電力…白熱球と同じ明るさを作るのに必要な電力が少なく済みます。
- 即時点灯……蛍光灯電灯は、点灯した瞬間は70%程度の点灯ですが、LED照明は、スイッチをつけた瞬間に100%の点灯になります。



寿命が長いので、取り替える手間もぐっと減ります

課題・方向性

省資源の取り組みを普及させるためには、3Rの徹底を、また、省エネルギーの推進にあたっては、施設等の計画的な省エネルギー化や節電・節水等を含めた日常生活の見直しが必要であり、行政をはじめ事業者や市民に、取り組みの重要性やその効果等をより身近に感じられるよう周知していく必要があります。

公共施設については、BEMS*等の省エネルギーシステムの導入を検討するとともに、環境マネジメントシステムの効果的な運用を図り、更なる省エネの取り組みが必要となります。

また、事業所や学校、家庭に対する環境にやさしい取り組みを、各種媒体やイベント等を活用し、周知徹底を図ります。さらに、高効率・省エネ製品などについて、その経済性や環境保全への効果等を市民に啓発していきます。

BEMS(べむす)とHEMS(へむす)

■BEMS(Building Energy Management System)

ビルエネルギー管理システムのことを指します。

ビルの照明の点灯や空調の温度管理、その他設備の運転を制御することで、無駄なエネルギーの消費を削減することができます。また、現在使用しているエネルギー消費量をパソコンの画面などに表示させ、見える化する機能もあります。

■HEMS(Home Energy Management System)

家庭用のエネルギー管理システムのことを指します。

BEMSと同様に家庭内の電気製品の運転を制御したり、現在使用しているエネルギー消費量をパソコンの画面などに表示させ、見える化したりすることができます。

しかし、運転を制御するには、電気製品に通信できる機能を備えている必要があるため、まだ限られたものしか対応できていません。



電気の使用量を見える化するだけでも、節電意識が向上し、省エネにつながりますね



4 新エネルギー*の利用推進

成果・評価

市では、新エネルギーの利用推進を図るために、これまで「新エネルギービジョン」、「バイオマスタウン構想」に基づき施策を推進してきました。

具体的には、学校施設、コミュニティセンター等への太陽光発電設備の導入や、デイサービスセンターでの太陽熱利用*、保育所等への風力発電の設置、さらには生涯学習総合センターにおける温度差利用エネルギーなど、様々な施設で再生可能エネルギーの導入が進みました。

また、下水浄化工場においては、汚泥消化ガス*を冷暖房用の燃料として利用しており、その他、公共施設へのペレットストーブの導入、学校給食の残さの活用や廃食用油からのBDF*の精製支援などを行ってきました。

近年では、「スマートコミュニティ*導入促進事業」や「グリーンニューディール基金*事業」を活用し、防災対策の強化の視点から、電気自動車や太陽光発電等の導入に向けた取り組みが進みました。

また、民間事業者においては、未利用間伐材*を活用した木質バイオマス発電所の操業や風力発電所の設置、温度差熱利用*エネルギー等の活用などが進んでいます。

なお、市民に対しては、住宅用太陽光発電システム設置補助を行うなど、市民への新エネルギーの導入を促進しました。



下水浄化工場では、今後汚泥消化ガスによる発電を計画しています

課題・方向性

新エネルギーの導入にあたっては、初期投資や運用・管理にかかる経費、資金返済等を含めた採算性が課題となります。また、場合によっては環境・人体等に対する懸念や不安感が生じる場合もあり、その解消に向けた取り組みも課題となります。

また、新エネルギーの利用促進は、環境問題のみならず、雇用や産業振興、まちづくりにまで影響を及ぼす要素となります。

本市には、再生可能エネルギーとして利用できる資源が豊富にあり、事業化も進みつつあることから、より一層の事業の加速化に向け、産学官民の連携のもと、本市の活力再生に向けて、環境と調和のとれた取り組みを進めていく必要があります。

太陽光発電装置をつけたいけど
高額でなかなかつけられない

■市民の声(ワークショップより)



主な施策の実績



○給食施設生ごみリサイクル事業

⇒学校給食施設から排出される生ごみを分別収集・堆肥化处理をしたことで、生ごみの減量化に一定程度効果をあげました。

○学校版環境マネジメントシステム*(EMS)の普及

⇒子どもたちの環境への意識向上を図るため、EMSを用いた環境にやさしい学校づくりの普及を目指しました。平成22年度には、市内すべての小・中学校がシステムを導入し、環境にやさしい取り組みを続けています。

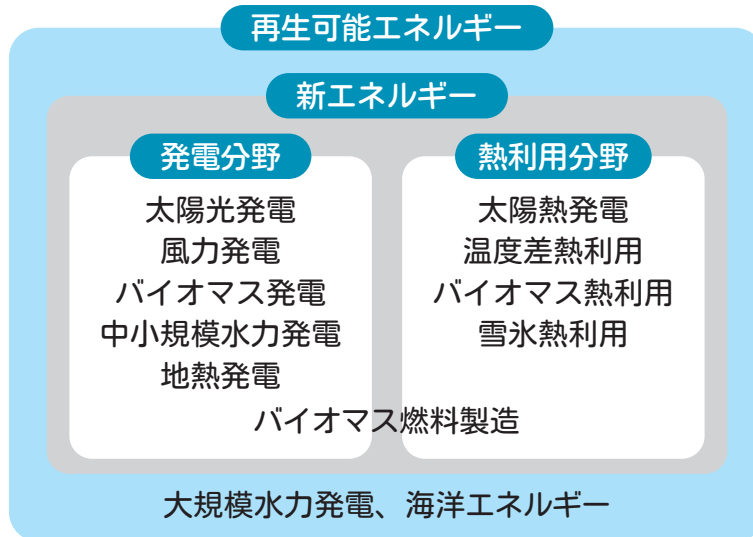
○庁舎の維持管理

⇒本庁舎ならびに栄町第二庁舎で空調設備の運転制御を導入した結果、電力使用量やガス使用量の大幅な削減が図られました。

○住宅用太陽光発電システム設置補助事業

⇒一般家庭への太陽光発電システムの設置を支援し、市内の住宅用太陽光発電システム設置（平成24年度末合計：約4,000KW）の拡大に役立ちました。

「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」



(資源エネルギー庁HPより)

「再生可能エネルギー」は「自然エネルギー」とも呼ばれ、太陽光や風力など自然の営みから半永続的に作られ、継続して使うことができるエネルギーのことです。

「新エネルギー」とは、再生可能エネルギーの中でも「技術的には確立しているがコストが高く、普及のために支援が必要なエネルギー」として国が定めたものを指します。

望ましい環境像Ⅴ「地球環境を守るため、環境への負荷の少ない地域社会をめざして」

1 地球温暖化防止対策の推進

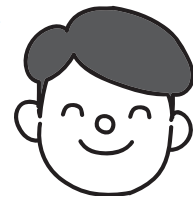
成果・評価

「市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、市役所から排出される温室効果ガスの削減と省エネルギーの推進を図ってきたほか、再生可能エネルギー導入推進の一環として、住宅への太陽光発電設備の設置にかかる補助や、風力発電所の建設推進、バイオマス発電所の稼働の支援等に取り組み、温室効果ガス排出量の抑制に貢献してきました。

さらには、公共施設や町内会・老人会等へ苗木・花苗等を配布し、学校施設においては緑のカーテン事業の推進、また、森林整備等の実施により、二酸化炭素の吸収源の保全と創出を図りました。

日本のモデルとなるよう再生可能エネルギーの推進に取り組むことが大切だと思う！

■市民アンケートより



課題・方向性

東日本大震災の影響で、国内の火力発電所の稼働率が高くなっているため、温室効果ガスの1つである二酸化炭素の削減がますます困難な状況となっています。

また、地球温暖化の防止には、再生可能エネルギーの導入や、施設改修による省エネ化が重要な取り組みとなっていますが、いずれも経費の面で課題を抱えています。

市民アンケートでは、地球温暖化を地球環境問題の中で特に大きな問題と考えている人が多く見られ、環境改善のために市役所に対して太陽光や風力など自然エネルギーの利用推進を求める声が高まっています。

今後は、市役所ばかりでなく、市域全体で温室効果ガス排出量の削減を目指す必要があることから、新たに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するほか、公共施設では、改修時期に併せ、計画的に設備の省エネ化や新エネルギーの導入を図っていきます。

緑のカーテン



アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を植えて、窓をおおうように設置したものを緑のカーテンといいます。太陽光の遮断や断熱の効果があるほか、植物の葉から蒸散する気化熱を利用して、建物の温度上昇を抑える効果もあり、省エネ対策に有効です。

第1編	第1章	基本理念及び基本目標
	第2章	
	第3章	
第2編	第1章	基本計画
	第2章	
	第3章	
	第4章	
第3編	第1章	計画の推進に向けて
	第2章	
		資料編

2 環境教育及び学習の推進

成果・評価

環境への負荷を少しでも低減するため、市民一人ひとりの意識改革を目指して「学校版環境マネジメントシステム」・「家庭版環境マネジメントシステム」*を推進してきました。

また、各種環境教室・出前講座、環境フェスタ等を開催し、参加者の環境に対する意識の高揚を図るとともに、森林環境学習や市民農園での農作業体験をとおして、市民の自然環境や農業への理解促進につなげました。

さらに、市政だよりやパンフレット、市のホームページ等を活用し、市の環境施策やイベント情報、環境関連等の情報を発信するとともに、毎年度「会津若松市の環境*」を発行し、市内の大気・水質の測定結果等を含めた環境の状況を公表してきました。



環境フェスタでは、各種団体等の環境への取り組みなどが展示されています

課題・方向性

市民の環境に対する意識は高くなってきたものの、家庭内での継続的な環境改善の取り組みは進まずにいます。また、環境教室や出前講座については、新たな参加者をどのように増やしていくかが課題となっています。

市民アンケートでは、環境を良くするために市役所に取り組んでもらいたいこととして、市の環境についての情報を伝えてほしいという声がある一方で、環境教室開催についての要望はあまり高くない状況にあります。

今後は、現在の事業をさらに充実させ、特に家庭版環境マネジメントシステムがより浸透するよう周知を図るとともに、様々な媒体を使い、市の環境に関する情報を市民の皆さんに発信していきます。

また、環境教室や環境イベントに新たな参加者を呼び込み、これまで環境活動に関わったことがない人・事業所が環境保全活動に取り組む契機となるよう努めていきます。



環境教室では、廃油ろうそく作りなどを実施してきました

3 その他の新たな環境問題対策

成果・評価

有害化学物質によって人の健康や生態系に影響が及ばないように、工場・事業所などに対して、自主的な安全管理の実施に関する指導・情報提供を行いました。

原子力発電所の事故以降は、定期的に市内各所や庁舎周辺の空間線量測定を実施し、放射線量の把握を行ってきたほか、食品や飲用地下水、簡易水道*、農林農産物、給食食材等についても測定を行い、その結果を公表することで、市民の不安感の払拭に努めてきました。



その他、冷蔵庫やエアコン、自動車等の廃棄に当たっては、フロン（オゾン層破壊物質）の排出抑制のため、家電・自動車リサイクル法に基づく処理を行うよう、家庭や事業所に啓発・指導を行ってきました。

また、市内においては、マイナーカーデーを実施したり、公共施設の利用者に公共交通機関の利用を呼びかけたりするなど、自動車からの排出ガス抑制に取り組みました。さらにはダイオキシン類の発生を抑制するため、農業用使用済みプラスチックの適正処理を推進しました。

課題・方向性

放射線関連事業については、正しい知識と安心の提供につながるよう情報発信のあり方が課題となっています。

家電製品や自動車の廃棄については、違法な不用品回収業者による家電の不適正処理や、不法投棄・不適正排出が目立ってきており、その対処が課題となっています。

なお、市民アンケートを見ると、放射線対策として行政による健康管理対策や情報提供を求める声が多数あります。今後も、国・県の動向や放射線量の測定結果を見ながら、定期的な測定と情報公開を実施し、多くの人が放射線に対して不安なく生活できるよう努めます。

また、家電製品等の廃棄方法については、適正な廃棄をするよう、市民、事業者への周知・指導に努めていきます。

主な施策の実績



○「市地球温暖化対策推進実行計画」の推進

⇒市役所の全ての施設から排出される温室効果ガスを削減するため、「市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、省エネ・省資源活動に取り組みました。

○森林環境学習事業

⇒県の森林環境交付金を活用し、小・中学校の授業や学校行事の中で、森林環境についての学習を実施し、子供たちの森林環境に対する理解を深めることができました。

○林産物関係モニタリング調査用務

⇒きのこや山菜等に含まれる放射線量を測定するため、定期的に調査を行い、その結果をすみやかに市民の皆さんに公表してきました。

第3章 本市の望ましい環境像と計画の基本目標

第1節 望ましい環境像

今日、これまでの大気汚染等の公害問題や都市化の進展、生活様式の変化による廃棄物の増大、騒音問題といった地域的な問題のほか、地球温暖化、資源・エネルギー問題等の地球規模の問題が深刻化しています。

とりわけ、東日本大震災以降は、除染等による環境回復や地域における再生可能エネルギーの供給システムの確立、環境と社会との共生・持続可能性の仕組みづくりが求められています。

本市においても、地球環境の保全や地球温暖化防止、都市型公害を含む様々な公害等に対応しながら、本市の豊かな自然環境を健全で恵み豊かに将来の世代に引き継ぐことと、東日本大震災からの地域経済の活力再生に向けた取り組みの推進との調和を図っていく必要があります。

また、本市では、健康や防災、エネルギー、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での連携を深めながら、将来に向けて、持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して快適に暮らすことができるまち、「スマートシティ会津若松」を目指して様々な取り組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、一人ひとりの行動が地球環境に影響を及ぼしていることや、私たちが生活する上で、環境の保全は欠かすことのできないものであることを認識し、**環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと(=スマート)**が重要となります。

本計画では、この『スマート』な考え方や行動規範を基本とし、自然や生活環境を良くしていく取り組み、ムダのない省エネルギーに配慮した生活、再生可能エネルギーの活用などを、市民や事業者、行政が連携・協働して取り組むことにより、自然環境と事業（経済）活動、日常生活とが調和した社会を目指します。



『規制』から『調和』へ

望ましい環境像

「土・水・緑 そして人 共に創るスマートなまち 会津若松」

第1編
基本理念及び基本目標
第1章
第2章
第3章

第2編
基本計画
第1章
第2章
第3章

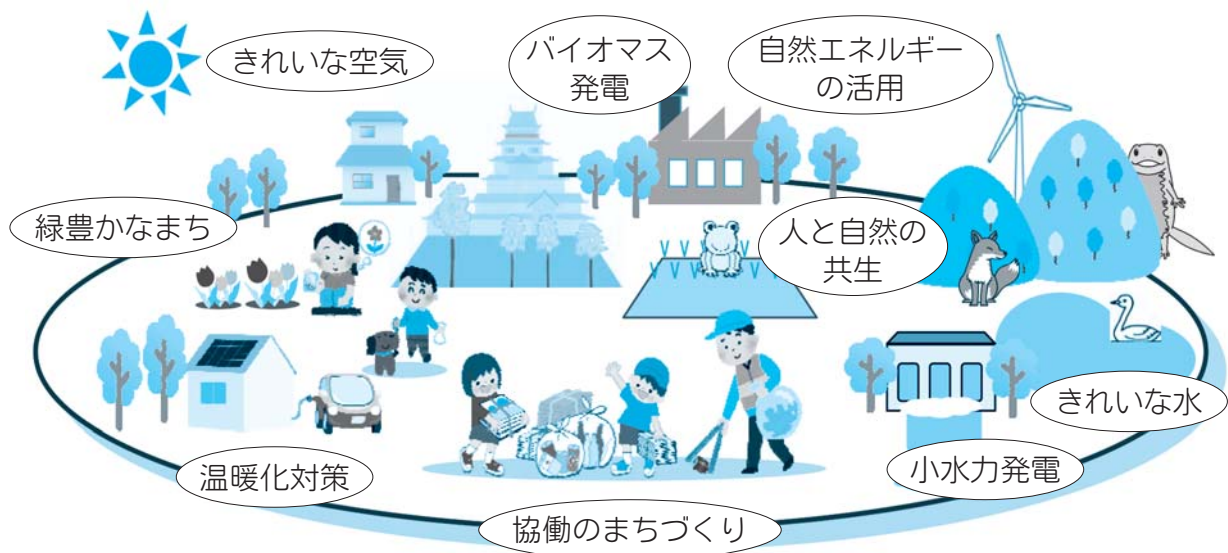
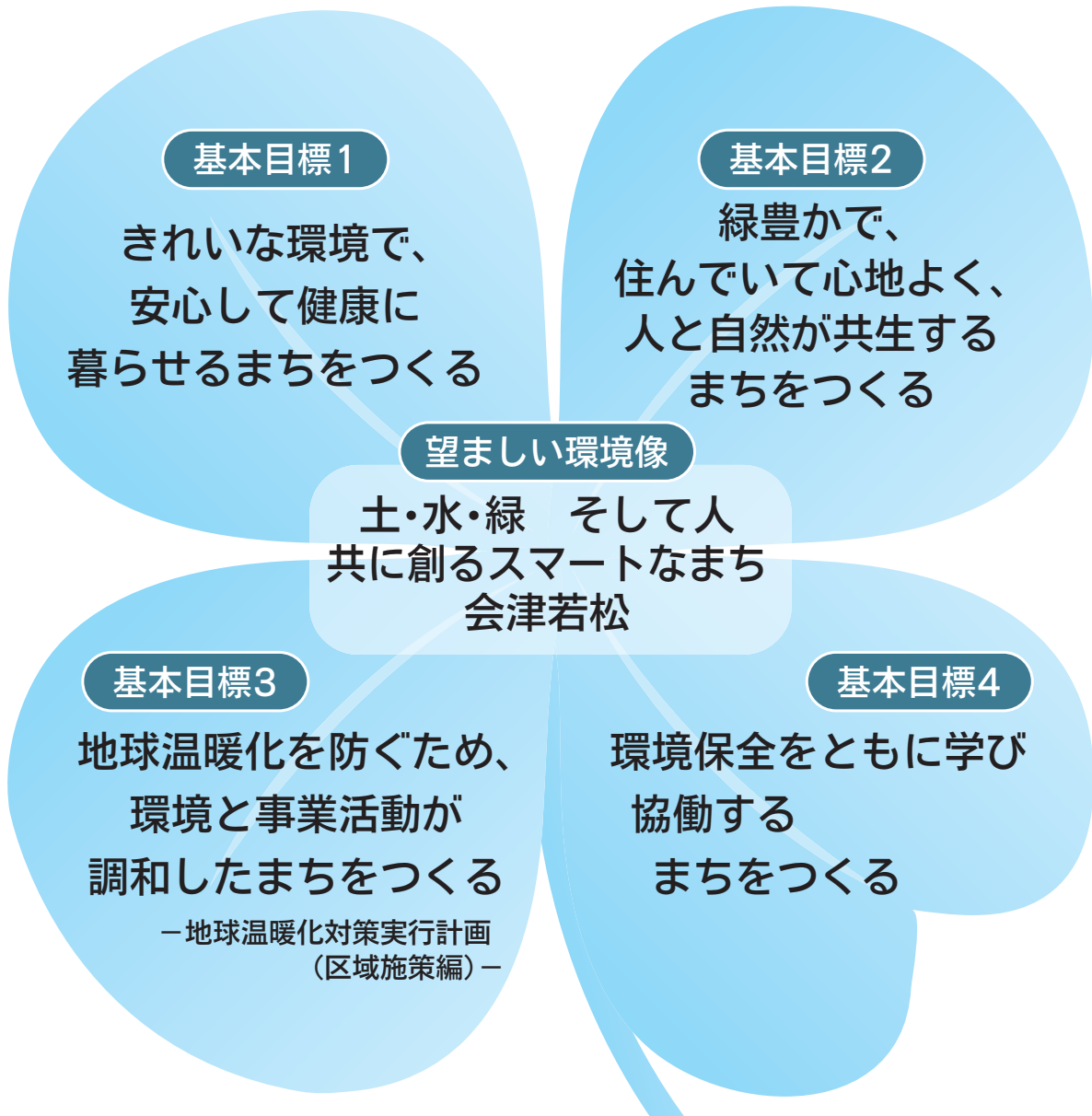
第4章

第3編
計画の推進に向けて
第1章
第2章

資料編

第2節 計画の基本目標と個別目標

「望ましい環境像」を実現するため、以下の「基本目標」と「個別目標」を設定します。



基本目標の実現に向けた個別目標

基本目標 1

- 1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち
- 1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
- 1-3 放射能の不安のない安心なまち

基本目標 2

- 2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち
- 2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち
- 2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
—猪苗代湖水環境保全計画—

基本目標 3

- 3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
—新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画—
- 3-2 みんなでCO₂を減らすまち
- 3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 3-4 「もったいない」が息づくまち

基本目標 4

- 4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち
- 4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

